



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 31 日 (月)
号 外
第 21 号

目 次

人事委員会

○扶養手当の支給に関する規則の制定	1
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	5
○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正	6
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正	7
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	8
○通勤手当の支給に関する規則の一部改正	42
○地域手当の支給に関する規則の一部改正	52
○職員の特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部改正	56
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	60
○住居手当の支給に関する規則の一部改正	60
○給料の特別調整額に関する規則の一部改正	62
○寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正	64
○単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正	66
○管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正	69
○職員の退職手当に関する規則の一部改正	71
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	73
○栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	73

人事委員会

栃木県人事委員会規則第 3 号

扶養手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

扶養手当の支給に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政職給料表の 9 級の職員に相当する職員)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものとする。

(行政職給料表の 8 級の職員に相当する職員)

第 3 条 条例第 10 条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの

(届出)

第 4 条 新たに条例第 10 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、同項の届出に係る事項を総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に入力することにより届け出たときは、職員は、同項の届出をしたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（認定）

第5条 任命権者は、職員から前条第1項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうか又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のない旨を確かめて認定するものとする。同条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額130万円以上あると見込まれる者

(3) 重度心身障害者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 任命権者は、前3項の規定により認定した扶養親族の氏名、続柄及び生年月日並びに扶養手当の月額を記録するものとする。

5 前項の場合において、第1項から第3項までの規定により認定した扶養親族の氏名、続柄及び生年月日並びに扶養手当の月額を総合庶務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記録をしたものとみなす。

6 任命権者は、第1項から第3項までの規定による認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第6条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（支給方法）

第7条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動がその月の給料の支給定日前であるときは、その際支給するものとする。

（扶養手当を減額されない場合）

第8条 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当して給料を減額されるときにおいても、減額されないものとする。

(1) 条例第14条の規定により給与を減額された場合

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第27条の規定により給与を減額された場合

(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第14条第3項（同条例第14条の2第3項及び第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された場合

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に掲げる場合に該当して、懲戒処分として給料を減ぜられた場合

（扶養手当の返還）

第9条 職員が虚偽の届出又は届出の遅延等により、不当に扶養手当の支給を受けたときは、任命権者はこれ

を返還させなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年改正条例附則第 5 条の規定が適用される間の読替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条中「条例第 10 条第 1 項の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年栃木県条例第 49 号）附則第 5 条の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 9 級に相当する職員として」と、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年栃木県条例第 49 号）附則第 5 条の規定により読み替えられた条例第 10 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 8 級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第 2 条及び第 3 条に規定する職員とする。

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

4 職員の給料等の支給に関する規則（昭和 27 年栃木県人事委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 9 条から第 12 条まで 削除	(扶養手当の支給) 第 9 条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。 2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして移動した場合におけるその移動した日の属する月の扶養手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の移動がその月の給料の支給定日前であるときは、その際支給するものとする。 (行政職給料表の 9 級の職員に相当する職員) 第 9 条の 2 条例第 10 条第 1 項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものとする。 (行政職給料表の 8 級の職員に相当する職員) 第 9 条の 3 条例第 10 条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの (扶養親族の届出及び認定) 第 10 条 条例第 11 条第 1 項の届出は、扶養親族届 (別記様式) によるものとする。

2 前項の場合において、同項の届出に係る事項を総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に入力することにより届け出たときは、職員は、同項の届出をしたものとみなす。

3 任命権者は、職員から第 1 項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定するものとする。

4 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額130万円以上あると見込まれる者

(3) 重度心身障害者の場合は前 2 号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

5 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

6 任命権者は、前 3 項の規定により認定した扶養親族の氏名、続柄及び生年月日並びに扶養手当の月額を記録するものとする。

7 前項の場合において、第 3 項から第 5 項までの規定により認定した扶養親族の氏名、続柄及び生年月日並びに扶養手当の月額を総合庶務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記録をしたものとみなす。

8 任命権者は、第 3 項から第 5 項までの規定による認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

（扶養手当を減額されない場合）

第11条 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当して給料を減額されるときにおいても、減額されないものとする。

(1) 条例第14条の規定により給与を減額された場合

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年栃木県条例第 2 号）第27条の規定により給与を減額された場合

(3) 勤務時間等条例第14条第 3 項（勤務時間等条例第14条の 2 第 3 項及び第15条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された場合

(4) 地方公務員法第29条第 1 項に掲げる場合に該当して、懲戒処分として給料を減ぜられた場合

附 則

1 略

2 略

(扶養手当の返還)

第12条 職員が虚偽の届出又は届出の遅延等により、不当に扶養手当の支給を受けたときは、任命権者はこれを返還させなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 略

(平成28年改正条例附則第3条の規定が適用される間の読み替え)

2 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間における第10条第1項の適用については、同項中「条例第11条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第55号）附則第3条の規定により読み替えられた条例第11条第1項」とする。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第55号）附則第3条第3項の規定により読み替えられた条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

4 略

別記様式を削る。

栃木県人事委員会規則第4号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年栃木県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1 法第2条第1項第1号関係 (1)～(7) 略 (8) 一般財団法人栃木県老人クラブ連合会 (9) 略 (10) 公益財団法人栃木県臓器移植推進協会 (11)～(14) 略 (15) 公益社団法人栃木県産業資源循環協会	別表第1（第2条関係） 1 法第2条第1項第1号関係 (1)～(7) 略 (8) 略 (9)～(12) 略

(16)・(17) 略 (18) 公益社団法人栃木県経済同友会 (19) 略 (20) 一般社団法人栃木県食品産業協会 (21)～(33) 略 2 略 3 法第 2 条第 1 項第 3 号関係 (1)～(12) 略 (13) 栃木県中小企業団体中央会 (14) 栃木県土地改良事業団体連合会 (15)～(17) 略 4 略	(13)・(14) 略 (15) 略 (16)～(28) 略 2 略 3 法第 2 条第 1 項第 3 号関係 (1)～(12) 略 (13)～(15) 略 4 略
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第 5 号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成16年栃木県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法の特例) 第 3 条 略 2 一般任期付職員で栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下この条におい	(特定任期付職員業績手当) 第 3 条 条例第 7 条第 4 項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員（条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。 第 4 条 特定任期付職員業績手当は、12月 1 日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第24号。）第17条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。 (一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法の特例) 第 5 条 略 2 一般任期付職員で栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下この条におい

て「学校職員給与条例」という。) 第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる給料表を適用するもののうち、その者が有する専門的な知識経験、業務等に照らして、栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和32年栃木県教育委員会規則第 7 号。以下「学校職員初任給規則」という。) 別表第 1 及び別表第 2 に定める級別資格基準表 (次条において「学校職員級別資格基準表」という。) の学歴免許の欄のうちいずれかの区分により採用された者に相当すると認められるものについては、当該区分を適用し、かつ、学校職員初任給規則第 5 条の 2 の規定により職務の級を決定するものとする。

3・4 略

第 4 条・第 5 条 略

て「学校職員給与条例」という。) 第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる給料表を適用するもののうち、その者が有する専門的な知識経験、業務等に照らして、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和32年栃木県教育委員会規則第 7 号。以下「学校職員初任給規則」という。) 別表第 1 の 6 及び別表第 2 に定める級別資格基準表 (次条において「学校職員級別資格基準表」という。) の学歴免許の欄のうちいずれかの区分により採用された者に相当すると認められるものについては、当該区分を適用し、かつ、学校職員初任給規則第 5 条の 2 の規定により職務の級を決定するものとする。

3・4 略

第 6 条・第 7 条 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第 6 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 (平成 7 年栃木県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 5 条の 12 略 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が _____ _____ 小学校就学の始期に達した場合 3・4 略 (特別休暇) 第 11 条 条例第 13 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(12)の 2 略 (12)の 3 中学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。) を養育する職員が、その子の<u>看護等</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、	第 5 条の 12 略 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第 7 条第 2 項の規定による請求にあっては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に</u>達した場合 3・4 略 (特別休暇) 第 11 条 条例第 13 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(12)の 2 略 (12)の 3 中学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。) を養育する職員が、その子の<u>看護</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又</u>

<u>疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間</u> (12) の 4 ～ (17) 略 2 ・ 3 略	<u>は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を<u>行う</u></u> <u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（<u>小学校就学の始期に達するまでの</u></u> <u>子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間</u> (12) の 4 ～ (17) 略 2 ・ 3 略
--	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第 7 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（経験年数を有する者の号給） 第11条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 9 条第 1 項本文の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 4 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第21の 2 アに定める行政職給料表 7 級以下職員等昇給号給数表の B 欄に掲げる号給数（給与条例第 6 条第 7 項に規定する職員にあっては、別表第21の 2 イに定める行政職給料表 8 級以上職員等昇給号給数表の B 欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることが	（経験年数を有する者の号給） 第11条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 9 条第 1 項本文の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 4 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることが

できる。

(1)～(4) 略

2 略

(行政職給料表の 7 級の職員に相当する職員)

第22条の 2 給与条例第 6 条第 6 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級 であるもの

(2) 医療職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級 であるもの

(3)・(4) 略

(昇給号給数の抑制に係る年齢)

第24条 給与条例第 6 条第 7 項第 1 号の人事委員会規則で定める日は毎年 4 月 1 日とし、人事委員会規則で定める年齢は 55 歳（医師又は歯科医師の資格を有する者のうち別に定める者にあつては、57 歳）とする。

(行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員)

第24条の 2 給与条例第 6 条第 7 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級 であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級 であるもの

(3) 医療職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級 であるもの

別表第 2（第 3 条関係）

公安職給料表級別職務表

職務の級	職務
略	
7 級	1・2 略 3 サイバー対策センター副センター長の職務 4～24 略
8 級	1 略 2 サイバー対策センター長の職務 3 略
9 級	1 略 2 困難な業務を行うサイバー対策センター長の職務 3 略

できる。

(1)～(4) 略

2 略

(行政職給料表の 7 級以上の職員に相当する職員)

第22条の 2 給与条例第 6 条第 6 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上 であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級 であるもの

(3) 医療職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上 であるもの

(4)・(5) 略

(昇給号給数の抑制に係る年齢)

第24条 給与条例第 6 条第 7 項 _____ の人事委員会規則で定める日は毎年 4 月 1 日とし、人事委員会規則で定める年齢は 55 歳（医師又は歯科医師の資格を有する者のうち別に定める者にあつては、57 歳）とする。

別表第 2（第 3 条関係）

公安職給料表級別職務表

職務の級	職務
略	
7 級	1・2 略 3～23 略
8 級	1 略 2 略
9 級	1 略 2 略

別表第14を次のように改める。

別表第14（第6条関係）
経験年数換算表

経歴		換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他の期間	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他の期間	5割以下	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表第15（第6条関係） 修学年数調整表				別表第15（第6条関係） 修学年数調整表				
学歴区分	修学 年数	基準学歴区分		学歴区分	修学 年数	基準学歴区分		
		略	高校卒 (12年)			略	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程 修了	略	略	略	博士課程 修了	略	略	略	<u>+12年</u>
修士課程 修了	略	略	略	修士課程 修了	略	略	略	<u>+9年</u>
専門職学位課程 修了	略	略	略	専門職学位課程 修了	略	略	略	<u>+9年</u>
大学6卒	略	略	略	大学6卒	略	略	略	<u>+9年</u>
大学専攻 科卒	略	略	略	大学専攻 科卒	略	略	略	<u>+8年</u>
大学4卒	略	略	略	大学4卒	略	略	略	<u>+7年</u>
短大3卒	略	略	略	短大3卒	略	略	略	<u>+6年</u>
短大2卒	略	略	略	短大2卒	略	略	略	<u>+5年</u>
短大1卒	略	略	略	短大1卒	略	略	略	<u>+4年</u>
高校専攻 科卒	略	略	略	高校専攻 科卒	略	略	略	<u>+4年</u>
高校3卒	略	略		高校3卒	略	略		<u>+3年</u>
高校2卒	略	略	略	高校2卒	略	略	略	<u>+2年</u>
中学卒	略	略	略	中学卒	略	略	略	
備考 略				備考 略				

別表第21の2を次のように改める。

別表第21の2（第23条関係）
昇給号給数表
ア 行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	5 以上（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び第 22 条の 2 各号に掲げる職員（以下この表において「特定職員」という。）にあつては、4 以上）	4（特定職員にあつては、3）	3 以下（特定職員にあつては、2 以下）

備考 この表は、給与条例第 6 条第 7 項に規定する職員以外の職員に適用する。

イ 行政職給料表 8 級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	1 以上	0	0

備考 この表は、給与条例第 6 条第 7 項に規定する職員に適用する。

別表第 23 及び別表第 24 を次のように改める。

別表第 23（第 16 条関係）

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	

30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			

80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級

1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	

51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				

101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ウ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7

52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		

102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

エ 医療職給料表(1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3

28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	

78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

オ 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9

38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		

88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

カ 医療職給料表(3) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3

24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	

74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				

124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第24（第17条関係）

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			

48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						

98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	

19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		

69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					

119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	

20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		

70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			

120	121			
121	121			

エ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	

46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

オ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26

6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		

56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				

106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

カ 医療職給料表(3) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57

42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			

92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					

142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条又は第17条の規定を適用する。
(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)
- 3 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で人事委員会の定める者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(雑則)
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

栃木県人事委員会規則第 8 号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年栃木県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(届出) 第 3 条 職員は、新たに条例第12条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会 が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を 速やかに任命権者に届け出なければならない。同 項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合に についても同様とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>第15条第 1 項第 3 号又は第 4 号の職員たる要 件を欠くに至った場合</u> 2 略 (確認及び決定) 第 4 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定に	(届出) 第 3 条 職員は、新たに条例第12条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会 が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を 速やかに任命権者に届け出なければならない。同 項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合に についても同様とする。 (1)・(2) 略 2 略 (確認及び決定) 第 4 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定に

よる届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第15条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2・3 略

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第6条 普通交通機関等（条例第12条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。））以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第8条の3第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第12条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 略

(2) 略

2 略

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第8条の2 略

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）附則第10項の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の人事委員会規則で定める額は、加算額の欄の自動車等を使用する1区間につき、その距離区分に応じて定められている額に、それぞれ100分の50を乗じて得た額とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

（併用者の区分及び支給額）

第8条の3 条例第12条第2項第3号に規定する同

よる届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示

_____を求める等の方法により確認し、その者が条例第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2・3 略

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第6条 普通交通機関等（新幹線鉄道等

_____）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項_____において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第12条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 略

(2) 略

2 略

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第8条の2 略

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）附則第11項の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の人事委員会規則で定める額は、加算額の欄の自動車等を使用する1区間につき、その距離区分に応じて定められている額に、それぞれ100分の50を乗じて得た額とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

（併用者の区分及び支給額）

第8条の3 条例第12条第2項第3号に規定する同

条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

- (2) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

- (3) 略

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める職員は、通勤の実情に

変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める住居は、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる

住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

- (3) 略

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める住居は、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第12条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が人事委員会が定める距離の範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第12条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条の規定は、条例第12条第3項第1号に規定する特別料金等相当額 の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第12条 条例第12条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合（通勤経路の往路又は帰路のいずれかに新幹線鉄道等を利用する場合を含む。）には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合（通勤経路の往路又は帰路のいずれかに高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合を含む。）には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当するものと人事委員会が認めるものであること。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第13条 新幹線鉄道等 に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等 に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条の規定は、条例第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新

幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と

____、同項第 2 号中____

「運賃等」
 〃とあるのは「特別料金等」

_____」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第13条 条例第12条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる

住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路
に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路
に変更が生じるときの当該転居後の住居であつ
て次に掲げるもの

ア 条例第12条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が人事委員会が定める距離の範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(権衡職員等の範囲)

第14条 条例第12条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員

で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

幹線鉄道等の」と、同項第 1 号 _____ 中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第14条 条例第12条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(権衡職員等の範囲)

第15条 条例第12条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの

とす
る。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者
(条例第11条の4第2項に規定する国家公務員等であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者(次号において「人事交流等職員」という。)を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなった者
- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第15条 条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居(特定住居

を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に

変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

ア・イ 略

- (2) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下この項において同じ。)(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居(特定住居を含む。)からの通勤

第16条 条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員

とする。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生
の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等その利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の4第1項の規定による採用(地公法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ・ウ 略

- (2) 配偶者
(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤

のため、新幹線鉄道等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) 職員又は配偶者の事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

(5) 略

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り

のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) 略

駅等』という。) とが、新幹線鉄道等に係る
経路において隣接している場合における当該
転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新
最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路
の距離が人事委員会が定める距離の範囲内に
ある場合における当該転居後の住居

(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、人事委員会がこ
れらに準ずる住居であると認めるもの

(支給日等)

第16条 略

2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前におい
て離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日
が栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条
令第 2 号) 第 2 条第 1 項に規定する県の休日に当
たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も
近い行政機関の休日でない日を含む。)) に新たに
給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除
く。以下同じ。)) をし、又は死亡した職員には、
当該通勤手当をその際支給する。

3 略

(返納の事由及び額等)

第18条 条例第12条第 7 項の人事委員会規則で
定める事由は、通勤手当(1 箇月の支給単位期間
に係るものを除く。)) を支給される職員について
生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法
律第261号。以下「地公法」という。)) 第28条
第 2 項の規定により休職にされ、地公法第55条
の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、外国
派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人派
遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地
方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年
法律第110号。以下「育児休業法」という。))
第 2 条の規定により育児休業をし、地公法第26
条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、
地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行
休業をし、又は地公法第29条の規定により停職
にされた場合(これらの期間の初日の属する月
又はその翌月に復職し、又は職務に復帰するこ
ととなる場合を除く。第20条第 2 項 において「
休職等となった場合」という。))

(4) 略

2 条例第12条第 7 項

の人事委員会規則で定める額は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円
以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応

(支給日等)

第16条の 2 略

2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前におい
て離職

し、又は死亡した職員には、
当該通勤手当をその際支給する。

3 略

(返納の事由及び額等)

第17条の 2 条例第12条第 6 項の人事委員会規則で
定める事由は、通勤手当(1 箇月の支給単位期間
に係るものを除く。)) を支給される職員について
生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 月の中途において地公法

第28条
第 2 項の規定により休職にされ、地公法第55条
の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、外国
派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人派
遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地
方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年
法律第110号。以下「育児休業法」という。))
第 2 条の規定により育児休業をし、地公法第26
条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、
地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行
休業をし、又は地公法第29条の規定により停職
にされた場合(これらの期間の初日の属する月
又はその翌月に復職し、又は職務に復帰するこ
ととなる場合を除く。第17条の 4 第 2 項 において「
休職等となった場合」という。))

(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12
条第 6 項の人事委員会規則で定める額は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) (2) に掲げる場合以外の場合 前項第 2 号に
掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に

じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

3 条例第12条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

係る普通交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額

(2) 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第12条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額

(2) 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

4 条例第12条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第19条 条例第12条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 略

- (2) 略

2 略

第20条 ～ **第23条** 略

第17条の3 条例第12条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等_____に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等_____に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 略

- (2) 略

2 略

第17条の4 ～ **第20条** 略

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第12条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額）、同項第2号に規定する額（改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び改正前の条例第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち改正前の条例第12条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

(権衡職員等に関する経過措置)

第3条 この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則（次条及び附則第5条において「改正後の規則」という。）第13条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

第4条 改正後の規則第14条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第5条 改正後の規則第15条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった

者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第 6 条 職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年栃木県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 第 5 条 及び 第 6 条 削除	附 則 <u>（通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</u> 第 5 条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与条例第 12 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員であつて、通勤手当の支給に関する規則第 16 条第 1 号に規定する常例にあるものは、給与条例第 12 条第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 (1) <u>改正法附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による採用（旧法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（旧法第 28 条の 3 又は改正法附則第 3 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> (2) <u>改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による採用（法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した日（法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した日及び法第 22 条の 4 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 2 項若しくは第 6 条第 2 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> 第 6 条 <u>改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員に対する第 4 条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則第 16 条の規定の適用については、同条第 1 号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。</u>

栃木県人事委員会規則第 9 号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第11条の 4 第 1 項の規定による地域手当） 第 4 条 条例第11条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合 _____ _____ _____ _____とする。 (1) 職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にする異動又はその在勤する事務所の移転の日の前日に在勤していた条例第11条の 4 第 1 項に規定する支給地域等（以下「支給地域等」という。）に引き続き 6 箇月を超えて在勤していない場合であつて、支給地域等（栃木県の区域を除く。）に引き続き 6 箇月を超えて在勤していたとき（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であつて同条第 1 項の規定による採用の前日に支給地域等に在勤をしていたものにあっては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が 6 箇月を超えることとなるときを含む。） (2) 前号に掲げるもののほか、前号に掲げるもののとの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合 2 条例第11条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合 _____ _____ _____とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる場合 当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の日の前日に在勤していた支給地域等又は同日から 6 箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に在勤していた当該支給地域等以外の支給地域等（栃木県の区域を除く。）に係る条例第 11 条の 2 第 2 項各号に定める割合のうち最も低い割合 (2) 前項第 2 号に掲げる場合 別に人事委員会が定める割合	（条例第11条の 4 第 1 項の規定による地域手当） 第 4 条 条例第11条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にする異動又はその在勤する事務所の移転の日の前日に在勤していた同項に規定する支給地域等（以下「支給地域等」という。）に引き続き 6 箇月を超えて在勤していない場合であつて、支給地域等（栃木県の区域を除く。）に引き続き 6 箇月を超えて在勤していたときとする。 2 条例第11条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の日の前日に在勤していた支給地域等又は同日から 6 箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に在勤していた当該支給地域等以外の支給地域等（栃木県の区域を除く。）に係る条例第11条の 2 第 2 項に定める割合のうち最も低い割合とする。

(異動保障期間)

第5条 条例第11条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる年数とする。

(1) 当該異動等の日の前日に在勤していた支給地域等に係る在勤期間に、同日から6箇月を遡った____日の前日から当該異動等の日の前日までの間に在勤していた当該支給地域等以外の支給地域等（栃木県の区域を除く。）に係る在勤期間を加算した期間（定年前再任用短時間勤務職員であって法第22条の4第1項の規定による採用の日の前日に支給地域等に在勤をしていたものにあっては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間を含む。以下「在勤期間」という。）が42箇月以上の職員 3年

(2) 在勤期間が30箇月以上42箇月未満の職員 2年

(3) 略

2 略

(条例第11条の4第2項の規定による地域手当)

第6条 略

2 条例第11条の4第2項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第7条 条例第11条の4第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいうもの

____とする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する職員で、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日に給料表の適用を受ける職員であって、かつ、現に在勤することとなった地域又は事務所に適用日に異動したものとした場合に条例第11条の4第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者
ア 適用日の前日に常時勤務に服する者として別表に掲げる地域において勤務していた者で

(異動保障期間)

第5条 条例第11条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる年数とする。

(1) 当該異動等の日の前日に在勤していた支給地域等に係る在勤期間に、同日から6箇月をさかのぼった____日の前日から当該異動等の日の前日までの間に在勤していた当該支給地域等以外の支給地域等（栃木県の区域を除く。）に係る在勤期間を加算した期間（以下単に

____「在勤期間」という。）が30箇月以上の職員 2年

(2) 略

2 略

(条例第11条の4第2項の規定による地域手当)

第6条 略

第7条 条例第11条の4第2項の規定により地域手当を支給する職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとし、かつ、現に在勤することとなった地域又は事務所に適用日に異動したものとした場合に同条第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものその他これに準ずる職員で人事委員会が別に定めるものとする。

(1) 適用日の前日に常時勤務に服する者として別表に掲げる地域において勤務していた者であること。

(2) 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であること。

- あること。
- イ 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であること。
- (2) 前条第 2 項第 1 号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に支給地域等において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを条例第11条の 4 第 1 項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者
- (3) 前条第 2 項第 1 号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に条例第11条の 4 第 1 項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として同条第 2 項の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者
- (4) 前条第 2 項第 2 号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、前 3 号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項第 1 号から第 3 号までに規定する場合に具備することとなる条例第11条の 4 第 1 項に規定する地域手当の支給要件に基づき同項の規定により支給されることとなる額及び期間とし、前項第 4 号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、別に人事委員会が定める。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

都道府県	支給地域	級地
宮 城 県	仙台市	4 級地
略		
広 島 県	広島市	4 級地

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(令和10年 3 月 31 日までの間における地域手当)
- 2 令和10年 3 月 31 日までに間における職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第 1 号）第11条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当の支給に関する規則第 2 条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年栃木県条例第49号。以下「改正条例」という。）附則第 6 条第 1 項の100分の 4 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は100分の3.8とし、同項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
(1) 20パーセント級地 100分の20
(2) 16パーセント級地 100分の16

- 2 前項 _____ に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項 _____ に規定する場合に具備することとなる条例第11条の 4 第 1 項に規定する地域手当の支給要件に基づき同項の規定により支給されることとなる額及び期間（前項の人事委員会が別に定める職員に係るものにあつては、人事委員会が別に定める額及び期間）とする。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

都道府県	支給地域	級地
宮 城 県	仙台市	6 級地
略		
広 島 県	広島市	5 級地

- (3) 14パーセント級地 100分の14
- (4) 9パーセント級地 100分の9
- (5) 7パーセント級地 100分の7
- 4 改正条例附則第6条第1項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
(令和10年3月31日までの間における条例第11条の4の規定による地域手当に関する経過措置)
- 5 令和10年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の地域手当の支給に関する規則第4条の規定の適用については、同規則第4条第1項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は事務所の区域に係る条例第11条の2第2項各号に定める割合が変更されたとき(次項第1号において「支給割合の変更の場合」という。)及び次に」と、同条第2項第1号中「前項第1号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第1号」とする。
(改正後の地域手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 6 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の地域手当の支給に関する規則第4条から第7条までの規定を適用する。この場合において、同規則第4条第1項第1号中「同条第1項」とあるのは「同条第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」と、第5条第1項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第6条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。
(雑則)
- 7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表(附則第2項及び第4項関係)

都道府県	支給地域	級地
宮城県	仙台市	7パーセント級地
埼玉県	さいたま市	14パーセント級地
千葉県	千葉市	14パーセント級地
東京都	特別区	20パーセント級地
神奈川県	横浜市	16パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地
広島県	広島市	9パーセント級地

栃木県人事委員会規則第10号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特地勤務手当の月額)	(特地勤務手当の月額)
第2条 略	第2条 略

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。

(1) ~ (3) 略

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) 略

(特地勤務手当に準ずる手当)

第3条 略

2 条例第13条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は事務所の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた事務所に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

略

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) 略

4 略

第4条 略

2 条例第13条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員

と

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額

とする。

(1) ~ (3) 略

3 次の各号に掲げる職員_____に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) 略

(特勤手当に準ずる手当)

第3条 略

2 条例第13条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は事務所の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた事務所に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額

に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

略

3 次の各号に掲げる職員_____に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) 略

4 略

第4条 略

2 条例第13条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に国家公務員等（条例第11条の4第2項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものと

する。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなった職員で、当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に国家公務員等（条例第11条の4第2項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3) 法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた事務所に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第13条の3第2項に規定する新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第13条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が定めるもの

3 条例第13条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則

する。

3 条例第13条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員_____ 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日 _____ に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第1項から第3項まで

第 4 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第 5 号までにおいて同じ。）並びに附則第 4 条第 2 項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で指定日前 3 年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 4 条第 2 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第 2 号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する事務所が、当該職員の給料表の適用を受けることとなった日又は法第22条の 4 第 1 項の規定による採用をされた日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものである場合には前条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 4 条第 2 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第 3 号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第 4 号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項並びにこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第 5 号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

4 略

_____の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で指定日前 3 年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第 1 項から第 3 項まで

_____の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項_____に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する事務所が 当該職員の給料表の適用を受けることとなった日 _____

_____前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものである場合には前条第 1 項から第 3 項まで _____の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

4 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第 2 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年栃木県条例第 30 号）附則第 2 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第 2 号から第 4 号まで並びに同条第 3 項第 1 号及び第 3 号中「法第 22 条の

4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第3条 改正後の規則第4条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下この条において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則第4条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第4条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第13条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

（令和10年3月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第4条 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における職員の特地勤務手当等の支給に関する規則第2条の3の規定の適用については、同条中「地域手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第2号）別表」とあるのは「地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年栃木県人事委員会規則第9号）附則別表」と、「条例第11条の2」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）附則第6条第1項」とする。

栃木県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) <u>次号及び第3号に掲げる職員</u>以外の職員 <u>100分の315</u>（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の375</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>） (3) <u>特定任期付職員給料表の適用を受ける職員</u> <u>100分の262.5</u>	（勤勉手当の成績率） 第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 <u>100分の215</u>（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の255</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第12号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則（昭和49年栃木県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（適用除外職員） 第 2 条 条例第11条の 5 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次_____に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者_____、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第 4 条 条例第11条の 5 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成 2 年栃木県人事委員会規則第 2 号）第 5 条第 2 項に該当する職員_____で、単身赴任手当の支給に関する規則第 5 条第 2 項第 3 号に規定する満18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事務所の移転（<u>新たに</u>_____給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第 2 号）第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰、____職員の分限に関する条例（昭和26年栃木県条例第44号）第 2 条第 2 号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職）の直前の住居であった住宅（県有公舎及び職員宿舎等を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額 1 万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。	（適用除外職員） 第 2 条 条例第11条の 5 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次の<u>各号</u>に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 職員の扶養親族たる者（<u>条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第 1 項の規定による届出がされている者に限る</u>_____。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。</u>）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第 4 条 条例第11条の 5 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成 2 年栃木県人事委員会規則第 2 号）第 5 条第 2 項に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 4 第 3 項に規定する定年再任用短時間勤務職員を除く。</u>）で、単身赴任手当の支給に関する規則第 5 条第 2 項第 3 号に規定する満18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事務所の移転（<u>国家公務員等（条例第11条の 4 第 2 項に規定する国家公務員等をいう。）であつた者から引き続き</u>給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第 2 号）第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰<u>又は</u>職員の分限に関する条例（昭和26年栃木県条例第44号）第 2 条第 2 号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職）の直前の住居であった住宅（県有公舎及び職員宿舎等を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額 1 万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出) 第 5 条 略 2・3 略 <u>4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> (確認及び決定) 第 6 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第11条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第 4 項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2・3 略 (支給の始期及び終期) 第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第11条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（<u>人事委員会</u>が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 略	(届出) 第 5 条 略 2・3 略 (確認及び決定) 第 6 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第11条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 2・3 略 (支給の始期及び終期) 第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第11条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日 _____ の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 略
--	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第13号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係） 給料の特別調整額表			別表第 1（第 2 条関係） 給料の特別調整額表		
組織の区分	職	区分	組織の区分	職	区分

知 事 の 事 務 部 局	略	略	略
	衛 生 福 祉 大 学 校	略	略
		副校長 部長（ 歯科技術学部及び臨床 検査学部の部長を除く。）	略
		略	略
	略	略	略
略			
警 察	本 部	略	略
		航空隊長 取調べ監督室長 照会センター長 交通管制センター長 次長（警視及び課長相 当職であるものに限 る。） 副隊長（警視であるも のに限る。） 管理官（広報管理官、 地域指導管理官、刑事 指導管理官及び警衛警 護管理官であるものを 除く。） 指導官（警視であるも のに限り、人身安全対 策指導官_____ _____ 、捜査指 導官、知能特捜指導 官、盗犯捜査指導官、 特捜指導官及び鑑識指 導官であるものを除 く。） 対策官（警視であるも のに限り、犯罪抑止対 策官、組織犯罪対策官 及び交通事故抑止対策 官であるものを除 く。） 聴聞官 意見聴取官 広域捜査官 教養官（警視であるも のに限る。） 情報官（警視であるも のに限る。） 取調べ調査官 取調べ監督官（警視で あるものに限る。） 首席師範	略
知 事 の 事 務 部 局	略	略	略
	衛 生 福 祉 大 学 校	略	略
		副校長 部長（保健看護学部、 歯科技術学部及び臨床 検査学部の部長を除く。）	略
		略	略
	略	略	略
略			
警 察	本 部	略	略
		航空隊長 取調べ監督室長 照会センター長 交通管制センター長 次長（警視及び課長相 当職であるものに限 る。） 副隊長（警視であるも のに限る。） 管理官（広報管理官、 地域指導管理官、刑事 指導管理官及び警衛警 護管理官であるものを 除く。） 指導官（警視であるも のに限り、人身安全対 策指導官、サイバー事 案捜査指導官、捜査指 導官、知能特捜指導 官、盗犯捜査指導官、 特捜指導官及び鑑識指 導官であるものを除 く。） 対策官（警視であるも のに限り、犯罪抑止対 策官、組織犯罪対策官 及び交通事故抑止対策 官であるものを除 く。） 聴聞官 意見聴取官 広域捜査官 教養官（警視であるも のに限る。） 情報官（警視であるも のに限る。） 取調べ調査官 取調べ監督官（警視で あるものに限る。） 首席師範	略

	警察署	略	略
	サ イ	センター長	1 種
	バー 対	副センター長	3 種
	策 セン ター		
略		略	略

	警察署	略	略
	略	略	略
略			

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第14号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和55年栃木県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(世帯主である職員)			(世帯主である職員)		
第 2 条 条例第21条第 2 項第 1 号の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。			第 2 条 条例第21条第 2 項第 1 号の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。		
(1) 扶養親族（条例第10条第 2 項に規定する扶養親族又は条例第11条の 5 第 1 項第 2 号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）を有する者			(1) 扶養親族（条例第10条第 2 項に規定する扶養親族 _____ をいう。以下同じ。）を有する者		
(2) 略			(2) 略		
別表第 1 （第 1 条関係）			別表第 1 （第 1 条関係）		
番号	事 務 所	所 在 地	番号	事 務 所	所 在 地
1	略		1	略	
2	那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所	略	2	那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所	略
3	略		3	日光土木事務所	日光市萩垣面 2390 の 7
4	日光土木事務所三河沢ダム管理所	略	4	略	
5	略		5	日光土木事務所三河沢ダム管理所	略
6	日光警察署足尾交番	略	6	日光警察署	日光市稲荷町 2 の 2
7	日光警察署清滝警	略	7	日光警察署安川町交番	日光市安川町 3 の 5
			8	日光警察署駅前交番	日光市相生町181の 7
			9	略	
			10	日光警察署足尾交番	略
			11	日光警察署久次良町警察官駐在所	日光市清滝安良沢町1752の19
			12	日光警察署清滝警	略

	察官駐在所			察官駐在所	
8	日光警察署湯元警察官駐在所	略	13	日光警察署細尾警察官駐在所	日光市細尾町425
9	今市警察署藤原交番	日光市鬼怒川温泉太原1405	14	日光警察署湯元警察官駐在所	略
10	略		15	略	
11	今市警察署三依警察官駐在所	日光市中三依38	16	今市警察署三依警察官駐在所	日光市中三依31
12・13	略		17・18	略	
14	那須塩原警察署那須交番	略	19	那須塩原警察署那須交番	略
			20	那須塩原警察署塩原交番	那須塩原市塩原1078
			21	那須塩原警察署戸田警察官駐在所	那須塩原市戸田684の38
15	那須塩原警察署広谷地警察官駐在所	略	22	那須塩原警察署広谷地警察官駐在所	略
			23	那須塩原警察署豊原警察官駐在所	那須郡那須町大字豊原丙2159の2

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この項から附則第 5 項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧寒冷地等在勤等職員 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の寒冷地手当の支給に関する規則別表第 1 に掲げる事務所に在勤する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年栃木県条例第 30 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）附則第 2 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（同項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものをいう。
 - (2) 新寒冷地等在勤等職員 この規則による改正後の寒冷地手当の支給に関する規則別表第 1 に掲げる事務所に在勤する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
 - (4) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号。以下「給与条例」という。）第 21 条第 1 項に規定する基準日をいい、その属する月が令和 7 年 11 月から令和 9 年 3 月までのものに限る。以下同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（令和 4 年改正条例附則第 2 条第 2 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）にあっては、施行日の前日に常時勤務に服する職員（暫定再任用職員を除く。第 5 項において同じ。）であった者に限る。）をいう。
 - (5) みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、基準日におけるその基準職員区分（当該者の施行日の前日以降における職員の区分（給与条例第 21 条第 2 項に規定する職員の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項各号に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない職員の区分をいう。）をその職員の区分とみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 3 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、給与条例第 21 条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を

減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月まで	6,600 円
令和 8 年 11 月から令和 9 年 3 月まで	13,200 円

- 4 給与条例第21条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年栃木県人事委員会規則第14号。以下「令和7年改正規則」という。）附則第3項」と、同条第4項中「前2項」とあるのは「令和7年改正規則附則第3項及び令和7年改正規則附則第4項において準用する前項」と、「前項」とあるのは「令和7年改正規則附則第4項において準用する前項」と、「第2項」とあるのは「令和7年改正規則附則第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあっては、施行日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、給与条例第21条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

栃木県人事委員会規則第15号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（やむを得ない事情） 第 2 条 条例第12条の2第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 略 （権衡職員の範囲等） 第 5 条 条例第12条の2第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。 2 条例第12条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定す	（やむを得ない事情） 第 2 条 条例第12条の2第1項及び第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1）配偶者 が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 略 （権衡職員の範囲等） 第 5 条 条例第12条の2第3項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。 2 条例第12条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定す

る基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア・イ 略

(2)～(6) 略

(7) 第 2 号から前号までの規定中「事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い」とあるのを「新たに

給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「第 2 条に」とあるのを「前項に」と、「異動又は事務所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) 略

(届出)

第 7 条 略

2・3 略

4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第 8 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第 4 項に規定する場合においても、同様とする。

2・3 略

(支給の始期及び終期)

第 9 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第 1 項又は第 3 項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の

る基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ・ウ 略

(2)～(6) 略

(7) 第 2 号から前号までの規定中「事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と

、「異動又は事務所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

(届出)

第 7 条 略

2・3 略

(確認及び決定)

第 8 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2・3 略

(支給の始期及び終期)

第 9 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第 1 項又は第 3 項に規定する要件を欠くに至った日

の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の

開始については、第 7 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

開始については、第 7 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

別記様式第 1 の 1 号紙（裏面）中「国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会の定めるものに使用されていた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第 5 条第 2 項第 7 号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

3 職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年栃木県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>第 9 条から第 11 条まで</u> 削除	附 則 <u>（単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</u> <u>第 9 条</u> 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当の支給に関する規則第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する事務所に通勤することが同規則第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与条例第 12 条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 <u>(1) 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による採用（旧法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（旧法第 28 条の 3 又は改正法附則第 3 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> <u>(2) 改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による採用（法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した日（法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した日及び法第 22 条の 4 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 2 項若しくは第 6 条第 2 項の規定による採用に係る任</u>

	期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。 第10条 改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の 4 第 1 項の規定により採用された職員に対する第10条の規定による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。 第11条 施行日前に、第10条の規定による改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第 5 条第 2 項第 1 号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
--	--

栃木県人事委員会規則第16号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成 3 年栃木県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当の額等) 第 2 条 <u>条例第18条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u> <u>2 条例第18条の 2 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) ・ (2) 略 (3) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は同条第 3 項（<u>職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年栃木県条例第 2 号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>以下この号及び次項第 3 号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 ア 6 号給若しくは 7 号給又は任期付職員条例第 7 条第 3 項_____ _____ _____ の規定による給料月額 12,000円	(管理職員特別勤務手当の額等) 第 2 条 ① 条例第18条の 2 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は_____ _____ _____ _____給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 ア 6 号給若しくは 7 号給又は任期付職員条例第 7 条第 3 項（<u>職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年栃木県条例第 2 号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 略

- (4) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は同条第4項（職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給又は任期付研究員条例第5条第4項

の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 略

- 3 条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

- (3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給若しくは7号給又は任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給、3号給又は4号給 4,300円

エ 1号給 3,500円

- (4) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給又は任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円

イ 4号給又は5号給 5,000円

ウ 2号給又は3号給 4,300円

エ 1号給 3,500円

第3条 次に掲げる場合には、条例第18条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

- (2) 条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き

イ～エ 略

- (4) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は

給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給又は任期付研究員条例第5条第4項（職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

の規定による給料月額 12,000円

イ～エ 略

- 2 条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

- 3 条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

- 4 条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

続いて同条第 1 項の勤務をした場合

第 4 条 略

第 3 条 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第17号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和29年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第12条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める事業） 第14条の 2 条例第12条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）略 （2）その事業について当該事業を実施する受給資格者が第17条第 1 項に規定する _____ 再就職手当の支給を受けたもの （3）略 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第17条 受給資格者は、条例第12条第11項第 4 号から第 6 号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第 4 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号 _____ _____ に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第 3 号）第83条の 4 に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号</u> に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の 2 による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の 3 による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第12条第11項第 5 号の規定による退職手当にあっては別記様式第15による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第 6	（条例第12条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める事業） 第14条の 2 条例第12条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）略 （2）その事業について当該事業を実施する受給資格者が第17条第 1 項に規定する <u>就業手当又は再就職手当</u> の支給を受けたもの （3）略 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第17条 受給資格者は、条例第12条第11項第 4 号から第 6 号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第 4 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号 <u>イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第13の 2 による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第 3 号）第83条の 4 に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の 2 による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の 3 による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第12条第11項第 5 号の規定による退職手当にあっては別記様式第15による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第 6</u>

号の規定による退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第16による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第16の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第16の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 略

号の規定による退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第16による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第16の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第16の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 略

別記様式第13の2を削る。

別記様式第14（表面）中「再就職手当に相当する退職手当支給申請書」を

「再就職手当に相当する退職手当支給申請書」に、「受給資格者証番号」を「受給資格証番号」（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）」

に、

「支給決定年月日 | 年 | 月 | 日 | 」を

「支給決定年月日 | 年 | 月 | 日 | 」に

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

改める。

別記様式第14の2（表面）中「就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書」を

「就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書」に、
（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）」

「備考 | 」を

「備考 | 」に

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

改める。

別記様式第14の3（表面）中「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」を、

「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」に、
（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）」

「※処理欄 | 支給金額 | 円 | 支給決定年月日 | 年 | 月 | 日 | 」を

「※処理欄 | 支給金額 | 円 | 支給決定年月日 | 年 | 月 | 日 | 」に

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

改める。

別記様式第19（裏面）、別記様式第20（裏面）及び別記様式第21（裏面）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記様式第19号（裏面）、別記様式第20号（裏面）

及び別記様式第21号（裏面）の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年栃木県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
組 織		職	組 織		職
略			略		
知事部局	本庁		知事部局	本庁	
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県人事委員会規則第19号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
1 市又は町			1 市又は町		
市又は町	組織	職	市又は町	組織	職
略			略		
益 子 町	略	略	益 子 町	略	略
	町 長 部 局	部長 課長 主幹 総務課総務係長 総合政策課財務係長 会計管理者		町 長 部 局	部長 課長 総務課総務係長 総合政策課財務係長 会計管理者
	略	略		略	略
茂 木 町	略	略	茂 木 町	略	略
	町長部局	課長 総務課庶		町長部局	課長 主幹 総務課庶

		務担当係長 企画課財 政担当係長 会計管理 者			務担当係長 企画課財 政担当係長 会計管理 者
	略	略		略	略
略			略		
2 一部事務組合			2 一部事務組合		
一部事務組合及び組織		職	一部事務組合及び組織		職
略			略		
南 那 須 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合		事務局長 事務局次長 次長 課長 所長 室長 主幹 総務課長 補佐 総務係長 管理 課長補佐 企画財政係 長 会計管理者 病院長 統括管理監 参与 副病院長 診療 部長 看護部長 事務 長 事務次長 企業出納員	南 那 須 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合		事務局長 事務局次長 課長 所長 室長 主幹 総務課長 補佐 総務係長 管理 課長補佐 企画財政係 長 会計管理者 病院長 統括管理監 副病院長 診療 部長 看護部長 事務 長 事務次長 企業出納員
略			略		
3 略 備考 略			3 略 備考 略		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。